2　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所及び佐賀空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

一　電話による航空情報（電話による飛行場航空情報及び電話による航空路航空情報を除く。）に関すること。

二　電話による航空通信の実施に関すること。

（削る）

3　旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、富山空港出張所、神戸空港出張所、岡山空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

一　飛行場管制業務に関すること。

二　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること。

三　国内航空通信施設の保守に関すること。

四　航空保安無線施設の運用及び保守に関すること。

（削る）

4　旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、岡山空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び前項に規定するもののほか、レーダーに関する工事及び保守に関する事務を分掌する。

5　（略）

（削る）

（所掌事務）

第八十四条　空港・航空路監視レーダー事務所は、地方航空局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一　（略）

二　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものに限る。）。

3　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所及び佐賀空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか、電話による航空情報に関する事務を分掌する。

（新設）

4　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所及び佐賀空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び前項に規定するもののほか、大島空港出張所及び神戸空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び第二項に規定するもののほか、電話による航空通信の実施に関する事務を分掌する。

5　旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、富山空港出張所、岡山空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか、神戸空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

一　航空保安無線施設の運用及び保守に関すること。

二　国内航空通信施設の保守に関すること。

（新設）

6　旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、富山空港出張所、岡山空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び前項に規定するもののほか、神戸空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項、第二項及び前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

一　飛行場管制業務に関すること。

二　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること。

7　旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、岡山空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項、第五項及び前項に規定するもののほか、レーダーに関する工事及び保守に関する事務を分掌する。

8　（略）

9　神戸空港出張所は、第一項、第二項及び第四項から第六項までに規定するもののほか、航空交通管制部の所掌事務のうち、電話による航空路航空情報に関する事務（航空法施行規則第二百四十二条の二第三項の規定により航空交通管制部長が当該事務に係る権限を空港出張所長に委任した場合に限る。）を分掌する。

（所掌事務）

第八十四条　空港・航空路監視レーダー事務所は、地方航空局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一　（略）

（新設）